

関係規定

1 社会教育委員会議への諮問について

○社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては（中略）地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員がおかれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に関する補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

2 補助対象となる要件

○社会教育関係団体事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助事業者）

第2条 補助事業者は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体とする。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、社会教育関係団体の活動推進を目的とする事業で、教育委員会が認める事業とする。

（補助事業経費）

第4条 補助金交付の対象となる経費は、補助事業による経費のうち報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料とする。

○社会教育法（抜粋）

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

3 参考

○社会教育団体の助成について（昭和34年国の社会教育審議会の答申（抜粋））

3 補助事業の範囲

- ア 図書、記録、視聴覚教育の資料を収集し、作成し、または提供する事業
- イ 社会教育の普及、向上、または奨励のための援助、または提供する事業
- ウ 社会教育関係団体間の連絡調整の事業
- エ 機関紙の発行、資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業
- オ 体育、運動競技またはレクリエーションに関する催しの開催、またはこれに参加する事業
- カ 社会教育に関する研究調査の事業
- キ 社会教育施設の建設及び設備の整備に関する事業
- ク その他社会教育の振興に寄与する公共的意義ある適切な事業